

# 潮江小学校中舎 1 階教室床改修工事

図面番号	図面名
A - 01	改修特記仕様書 (1)
A - 02	改修特記仕様書 (2)
A - 03	付近見取図、配置図兼仮設計画図
A - 04	1階平面図兼仮設計画図
A - 05	【参考図】床伏図
A - 06	【参考図】教室詳細図
A - 07	【参考図】家具図
A - 08	【参考図】矩計図

2026.04		項目	特記事項	項目	特記事項																																						
<p><b>潮江小学校中舎1階教室床改修工事 特記仕様書</b></p>																																											
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 高知市百石町2丁目4番40号</p> <p>2. 工事種目 【中舎】 鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積2,795.68㎡ 内装改修一式</p> <p>3. 関連工事等 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ○潮江小学校北舎外壁改修工事</p> <p>4. 概成工期 ・完成期限の( )日(令和 年 月 日)</p> <p>5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 令和8年8月27日からは、全ての室内部分を使用する。</p>																																											
<p>II 建築工事仕様</p> <p>1. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[ ]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の&lt; &gt;内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>2. 適用基準等</p> <p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官房官庁営繕部監修の以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)</li> <li>※公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)</li> <li>※建築工事標準詳細図 (令和4年版)</li> <li>敷地調査共通仕様書 (令和4年版)</li> <li>建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)</li> </ul> <p>3. 「週休2日制工事」の実施について</p> <p>※対象 ( 選択-I型 ○選択-II型 )</p> <p>本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制工事」実施要領(営繕工事編)による。 (<a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html</a>)</p> <p>・対象外(理由: )</p> <p>4. 「猛暑による作業不能日数」の実施について</p> <p>※対象 ・見込んでいない(理由: ※過去のWBGT値に基づき算定した日数が0日のため)</p> <p>○見込んでいる(作業不能日数: ※現場説明書による)</p> <p>・対象外(理由: )</p>																																											
項目		特記事項																																									
一般共通事項																																											
1	工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]																																									
2	総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。																																									
3	総合図	工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.3]																																									
④	工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4] また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。																																									
⑤	工事写真	工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4] 撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。																																									
⑥	下請負者の報告	各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。																																									
7	電気保安技術者	適用する。 [1.3.3]																																									
⑧	施工条件	施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5]																																									
		<ul style="list-style-type: none"> <li>施工順序 図示</li> <li>工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※仮囲内 ○図示</li> </ul> <p>その他の施工条件</p> <p>○資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。</p> <p>○現場着手は、令和8年7月18日以降とする。(調査、測量を除く)</p> <p>○図示(A-03、A-04)</p>																																									
⑨	交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。																																									
		<p>配置人員等 ・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。</p> <p>・作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。</p> <p>○監督職員と協議し、適宜配置する。</p>																																									
		⑩	工事安全計画書																																								
		⑪	統括安全衛生管理義務者の指名																																								
		⑫	発生材の処理																																								
			<p>配置人員の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。</li> <li>※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。</p> <p>自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)</p> <p>産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。</p> <p>また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。</p> <p>廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。</p> <p>また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。</p> <p>ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。</p> <p>なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引渡しを要するもの ( ・ )</li> <li>現場再利用を図るもの ( ・ )</li> <li>○再資源化を図るもの ( ※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート )</li> </ul> <p>特別管理産業廃棄物の施工計画調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※行う ・行わない</li> <li>分析調査</li> <li>※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。</li> <li>・行う ( ) ・行わない</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>・PCBを含む機器類</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・変圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンデンサ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・蛍光灯、HID灯器具の安定器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB含有シーリング材</li> <li>・廃油</li> <li>・廃酸 廃アルカリ <ul style="list-style-type: none"> <li>・臭化リチウム水溶液</li> <li>・電池の溶解液</li> </ul> </li> <li>・ダイオキシン類</li> </ul>	資格	資格要件	配置人数	1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人	交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	2人	・PCBを含む機器類		・変圧器		・コンデンサ		・蛍光灯、HID灯器具の安定器		・その他( )																						
資格	資格要件	配置人数																																									
1, 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人																																									
交通誘導に関し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	2人																																									
・PCBを含む機器類																																											
・変圧器																																											
・コンデンサ																																											
・蛍光灯、HID灯器具の安定器																																											
・その他( )																																											
		⑬	再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)																																								
		⑭	工事の保険																																								
		⑮	契約保証																																								
		⑯	前払金支出割合区分補正																																								
		⑰	証明書の提出(グリーン購入法)																																								
		⑱	石綿含有建材の調査																																								
			<p>事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1]</p> <p>事前調査範囲 ※改修範囲</p> <p>貸与資料 ※有 ( ○既存の設計図書 ○石綿含有建材分析調査結果報告書 )</p> <p>分析調査 ・無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。</li> <li>・行う ( 調査建材使用部位 調査建材名 検体数 )</li> <li>分析方法 ※定性分析</li> <li>定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</li> </ul>																																								
19	施工数量調査				<p>調査範囲 ※図示 ・改修建物の外壁、軒天、バラベット [1.6.2]</p> <p>調査方法 ※外部足場を使用した目視及び打診</p> <p>破壊部分の補修方法 ※現状に復旧</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p> <p>※適用する ( ○:一級, ●:二級 ) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設工事</td> <td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋工事</td> <td>※○鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート工事</td> <td>・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鉄骨工事</td> <td>※●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ブロック・ALCパネル工事</td> <td>・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>・防水工事</td> <td>・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・石工事</td> <td>※○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・タイル工事</td> <td>※○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・木工事</td> <td>※○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・屋根及びとい工事</td> <td>・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・金属工事</td> <td>・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・左官工事</td> <td>※○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・建具工事</td> <td>・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテンウォール工事</td> <td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塗装工事</td> <td>※○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>○内装工事</td> <td>○○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>※○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p>	工事種別	技能検定の作業の種別	・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・鉄筋工事	※○鉄筋組立作業	・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業	・鉄骨工事	※●とび作業	・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業	・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業	・石工事	※○石張り作業	・タイル工事	※○タイル張り作業	・木工事	※○大工工事作業	・屋根及びとい工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業	・金属工事	・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業	・左官工事	※○左官作業	・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	○内装工事	○○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業	・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業
工事種別	技能検定の作業の種別																																										
・仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																										
・鉄筋工事	※○鉄筋組立作業																																										
・コンクリート工事	・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業																																										
・鉄骨工事	※●とび作業																																										
・ブロック・ALCパネル工事	・○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業																																										
・防水工事	・○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴム系シート防水工事作業 ・○塩化ビニル系シート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業																																										
・石工事	※○石張り作業																																										
・タイル工事	※○タイル張り作業																																										
・木工事	※○大工工事作業																																										
・屋根及びとい工事	・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業																																										
・金属工事	・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業																																										
・左官工事	※○左官作業																																										
・建具工事	・○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業																																										
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業																																										
・塗装工事	※○建築塗装作業																																										
○内装工事	○○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業																																										
・植栽工事	※○造園工事作業																																										
・その他	・○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業																																										
		⑳	技能士及び技能資格者																																								
		㉑	化学物質の室内濃度の測定		<p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法</p> <p>※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。測定対象化学物質</p> <p>※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン</p> <p>※スチレン ※パラジクロロベンゼン</p> <p>測定箇所 ( 1 )箇所 施工前・施工後(計2回測定)</p> <p>測定対象室 ( 改修範囲のCR )</p> <p>なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。</li> <li>2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。</li> <li>3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。</li> </ol> <p>本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。</p> <p>また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p> <p>⑳ 直接仮設の養生</p> <p>内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。</p> <p>㉒ 建築材料等</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>県内産資材の優先使用</p> <p>本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。</p> <p>ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。</p> <p>注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。</p> <p>㉓ 特別な材料の工法</p> <p>公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>25 風圧力</p> <p>本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したのとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。</p> <p>風速(Vo): ※ 38m/sec ・36m/sec 地表面粗土区分: ※ III ・II</p> <p>26 仕上面の出隅処理</p> <p>内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木部(家具を含む) 6mm程度</li> <li>コンクリート、モルタル部 20mm程度</li> <li>鉄部、金属部 3mm程度</li> </ul> <p>建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。</p>																																						
		高知市 都市建設部 公共建築課		工事名																																							
				潮江小学校中舎1階教室床改修工事																																							
				係 係長 課長補佐 課長 図面番号																																							
				小野 徳岡 濱野 松本 A-01																																							
				図面名 縮尺 作図																																							
				改修特記仕様書(1) 2026年 4月 日																																							

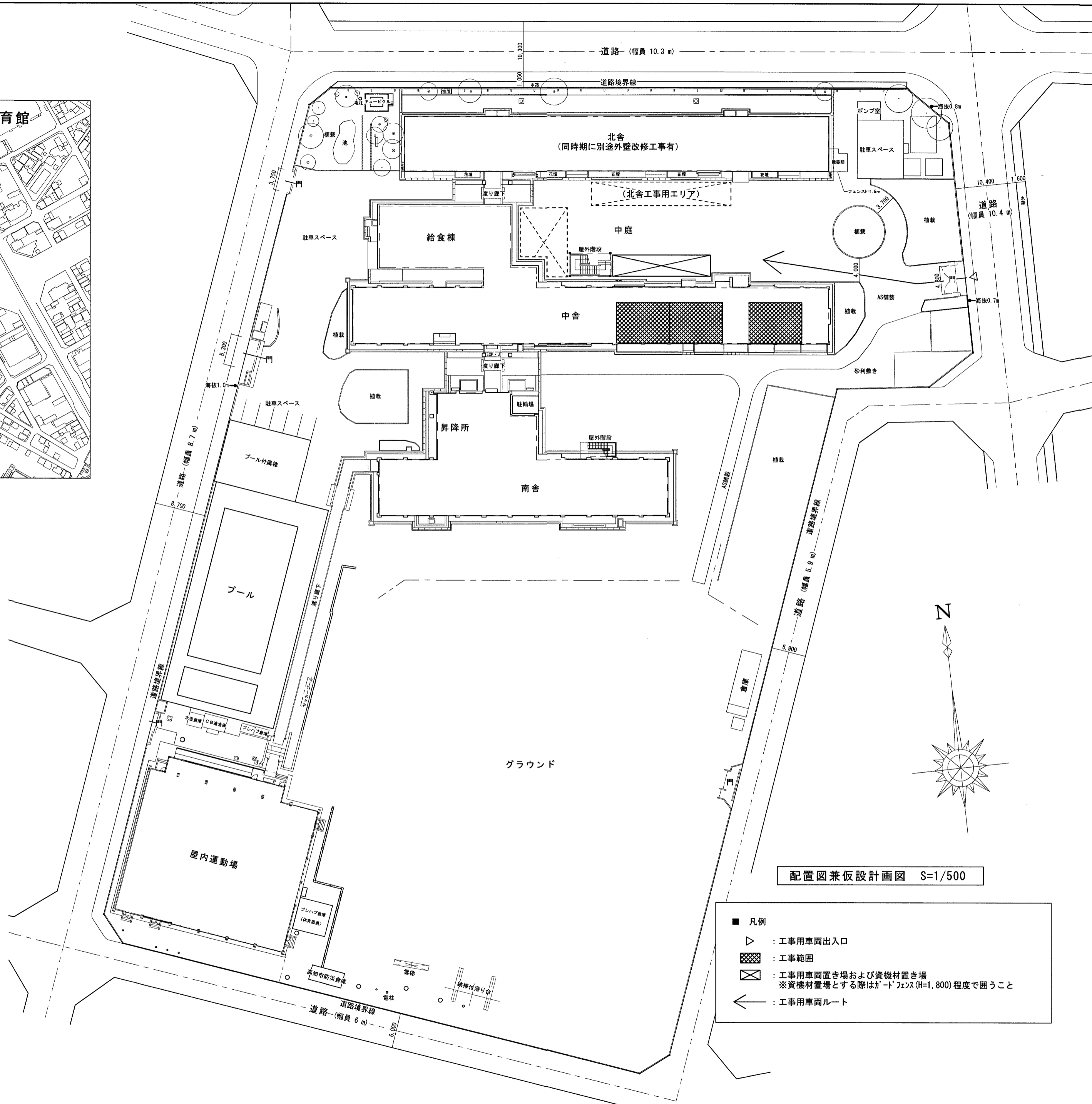
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
27 事業損失補償	※現場説明書による。 完成時の提出図書 ・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) [1.9.3] ・保全に関する資料(提出部数 ※2部 部) 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 ・工種別下請負者の一覧表 ○施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1] 備品の種類 机・椅子 書棚 黒板 PC 掛時計 数量 組 枚 台 個 備品の種類 温度計 ゴム長靴 雨がっぱ 保護帽 懐中電灯 数量 個 足 着 個 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付風呂器 数量 人用 台 個 台 台 備品の種類 掃除具 数量 個 構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)~c)に下記d)~e)を加える。 d) 工用用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。 ※ 図示 ※ 原形の復旧 ・ 良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ( ) [2.5.1]	⑧ 接着剤	壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木、フローリングその他内装に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
29 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 位置 分類・規格 撮影枚数 部数 原版の大きさ(mm) ・各室 手札版(L版) ※2枚・枚 ※1部・部 100×125以上 ・外部 キャビネ版 ※4枚・枚 ※1部・部 24×36以上 ・外部 半切パネル・木製枠※アルミ枠 ※1枚・枚 ※1部・部 ・ スライド ※1部・部 カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	⑥ 工事用水・電力		環境配慮改修工事	
30 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強	⑦ 仮囲い		1 石綿含有建材の除去工事	石綿含有建材の有無及び除去等 [9.1.3~9.1.5] 石綿含有建材の種類 使用部位 使用材料 除去工法 ・石綿含有吹付材 ※9.1.3による ・石綿含有保温材 ※9.1.3による 非飛散性 ・石綿含有成形板等 ※9.1.4による ※9.1.5による 石綿含有吹付け材の飛散防止処置 ※湿潤化 固形化 ・石綿含有仕上塗材の除去 [9.1.6] 使用部位 ( ) 使用材料 ( ) 除去工法 ※厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」による工法の内、飛散防止に関し隔離措置と同等と判断できる工法 除去範囲 ※ 図示 試験施工 ※行わない 行う 処分 [9.1.3] 管理型・安定型を確認の上、廃棄物処理法による許可を受けた施設で適切に処理すること。 石綿粉じん濃度測定 ※建築物石綿含有建材調査報告書により、監督職員と協議する。 ・ 行う 行わない [9.1.1] 測定時期 測定場所 測定名称 測定点 処理作業前 ・ 処理作業室内 測定1 ※2点 3点 ・ 施工区画周辺又は敷地境界 測定2 ※2点 処理作業中 ・ 処理作業室内 測定3 ※2点 ※セキュリティゾーン入口 測定4 ※1点 ※集じん、排気装置の排出口 (処理作業室外の場合) 測定5 ※1点 ※ 施工区画周辺又は敷地境界 測定6 ※4方向 各1点 処理作業後 (隔離シート撤去前) ※ 処理作業室内 測定7 ※2点以上 ※ 施工区画周辺又は敷地境界 測定8 ※4方向 各1点 測定方法 ・ JIS K3850-1に基づいた測定 (測定4・測定5・測定6・測定7) ( ) ・ 自動測定器による測定 (測定4・測定5) ( )
31 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	⑧ 仮設物撤去後の整地・跡片付け			
③② 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	内装改修工事	① 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2] ・ビニル床シート等の除去等 ※仕上げ材のみ(接着剤等共) 下地モルタル共(撤去範囲:※図示 撤去範囲すべて) ・合成樹脂塗床材の除去等 機械的除去工法 目荒し工法 改修後の床の清掃範囲 ※改修部分の端部から1.0m程度の範囲(工事で汚した範囲共) ② ホルムアルデヒド放散量 ※6.5.2(9)のいずれかによる。 [6.5.2] ③ 目視検査 日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%以上とする。 ④ 合板等 [6.5.2] 下地用合板 [6.5.2] ○普通合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 板面の品質 防虫処理 難燃処理 防火処理 図示 ※5.5 ○ラワン ※1類 広葉樹(※2等以上) ( ) ※1類 針葉樹(※C-D以上) ( ) ○構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理 強度等級 図示 ※12.0 ○針葉樹 ※1類 針葉樹(※2級以上) ※C-D以上 ※指定しない ・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 単板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ※1類 2類 特類 ・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 施工箇所 厚さ(mm) 化粧板に使用する単板の樹種名 接着の程度 防虫処理 ※1類 2類 ・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 施工箇所 品名 厚さ(mm) 接着の程度 単板の樹種名 化粧加工の方法 防虫処理 ※1類 2類 ・パーティクルボード 施工箇所 厚さ(mm) 表裏面の状態による区分 曲げ強さによる区分 耐水性による区分 難燃性による区分 ※15.0 ・素地(・研磨板・無研磨板) ※13タイプ ※P又はMタイプ ・ 単板張り (・研磨板・無研磨板) ・構造用パネル 施工場所 品名 厚さ(mm) 等級 ・1級 2級 3級 4級 ・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF) 施工箇所 厚さ(mm) 表裏の状態による区分 曲げ強さによる区分 接着剤による区分 難燃性による区分		
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。				
④④ 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。				
仮設工事(改修)					
1 足場その他	内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※ 図示 材料、撤去材の運搬方法 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) D種の場合 利用可能な階段(※図示) ・ 屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。 本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。	5 接合具等	造作材の化粧面の釘打ち ・ 適用する (※隠し釘打ち) 適用しない [6.5.3] 諸金物の形状、寸法及び材質 ・ 6.5.3(2)(7)による 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ [6.5.3]		
② 養生	○ 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ○ 既存家具、既存設備等の養生 ※ビニルシート等 ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※ 図示 ・ 固定された備品等の移動 ※図示 ・ 開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	⑥ ビニル床シート張り	種類(記号) 色柄 厚さ(mm) 特殊機能 施工箇所 備考 ※FS ※無地 ※2.0 ・帯電防止 ・耐動荷重性 図示 標準品 ・ オープル柄 ※FS ※無地 ※2.0 ・帯電防止 ・耐動荷重性 ・ 耐薬品性 図示 標準品 接合部の処理 ※熱溶接工法 突付け(施工箇所: ) 帯電防止性能 ※帯電防止性能評価値(JIS A 1455)1.2以上~3.2未満又は体積電気抵抗値(JIS A 1454)1×10 <sup>7</sup> ~10 <sup>9</sup> Ω程度 下地 ※ 図示 [6.8.2] 材 種 厚さ(mm) 高さ(mm) 施工箇所 ※軟質 ・硬質 ※1.5 ※60 75 ○100 図示		
③ 仮設間仕切り(屋内)	設置箇所 ※ 図示 [2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別 ・ A種 ○ B種 ※ C種 A種、B種の場合 仕上げの材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm 合板(普通合板)厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 行う ※行わない 仮設扉設置箇所 ※ 図示 仮設扉種別 合板張り木製扉程度 図示	7 ビニル幅木			
④ 監督職員事務所	・ 設ける ( n程度) ※設けない				

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
潮江小学校中舎1階教室床改修工事	小野	菅岡	濱	松本	A-02
図面名	改修特記仕様書(2)	縮尺	作図	2026年 4月 日	



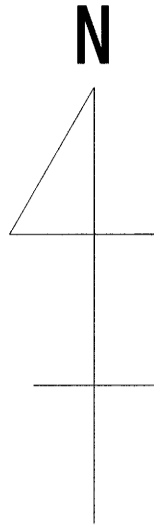
付近見取り図



配置図兼仮設計画図 S=1/500

- 凡例
- ▽ : 工事車両出入口
  - ▨ : 工事範囲
  - ⊠ : 工事車両置き場および資機材置き場  
※資機材置き場とする際はガードフェンス(H=1,800)程度で囲うこと
  - ← : 工事車両ルート

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	潮江小学校中舎1階教室床改修工事			
図面名	付近見取り図、配置図兼仮設計画図	縮尺	S=1/500	係	係長 課長補佐 課長	図面番号
				小野	渡辺	松本
				作図	2026年 4月	A-03

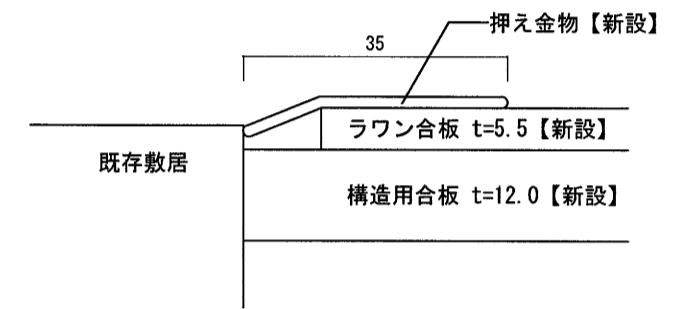


《改修内容》

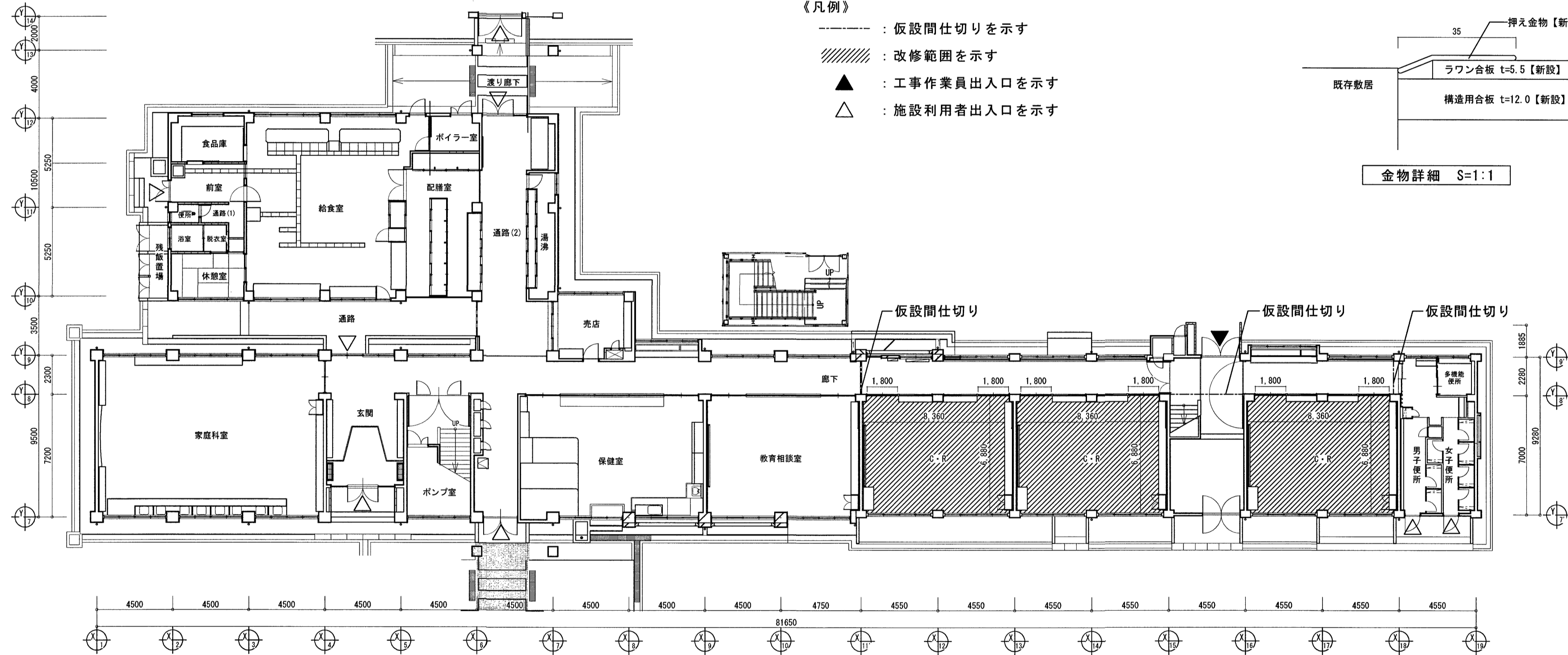
	改修前	改修後
巾木	ビニル巾木 H=100 【撤去】	ビニル巾木 H=100 【新設】
床仕上げ	カバフローリング t15 【撤去】	ビニル床シート t=2.0 【新設】 構造用合板 t12 【新設】 普通合板 t5.5 【新設】
床下地	根太 60x45@360 【既存のまま】 大引 90x60@900 【既存のまま】	
その他		・押え金物(SUS製 への字 W35) 【新設】

《凡例》

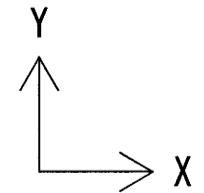
- : 仮設間仕切りを示す
- //// : 改修範囲を示す
- ▲ : 工事作業員出入口を示す
- △ : 施設利用者出入口を示す

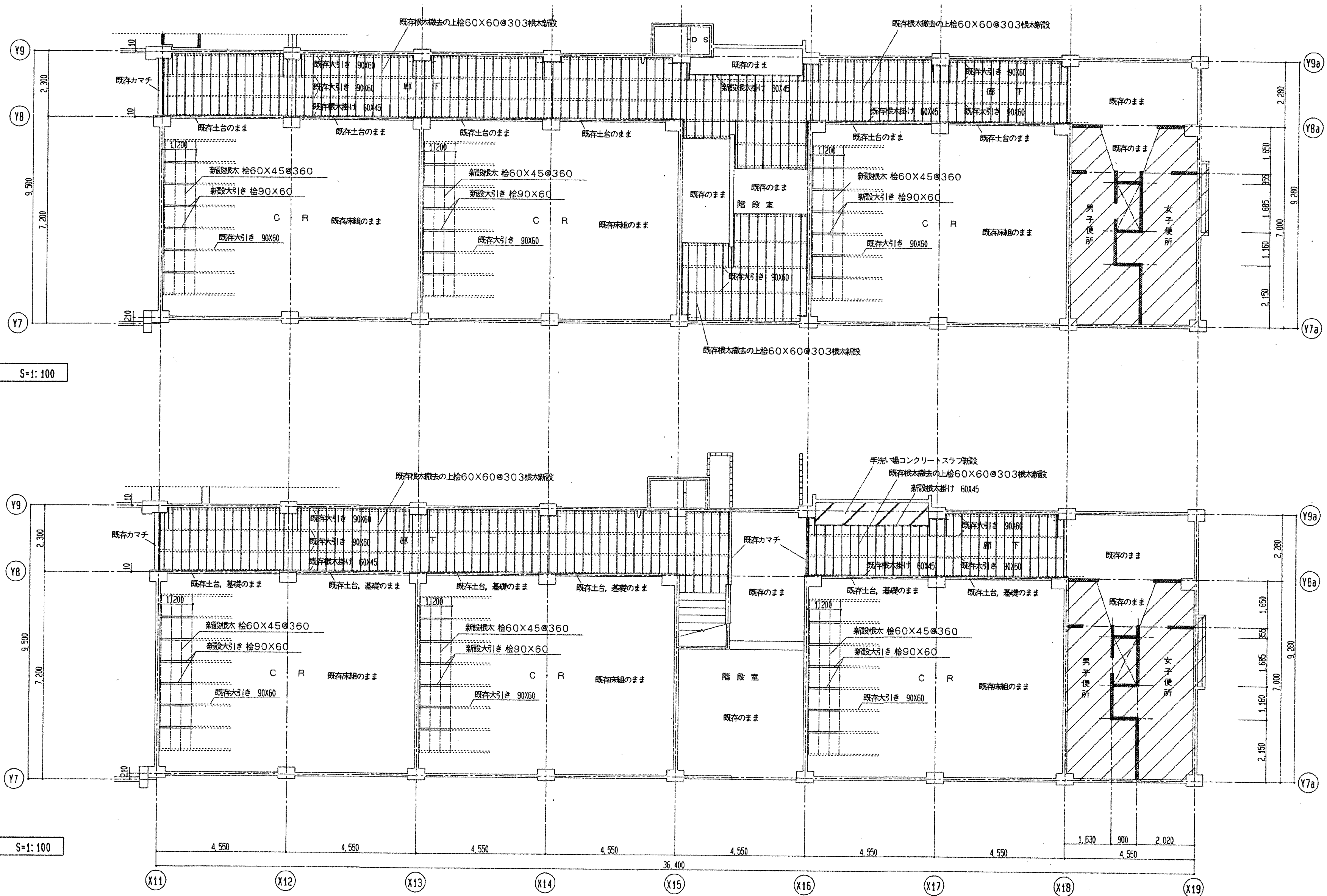


金物詳細 S=1:1



1階平面図 S=1:200



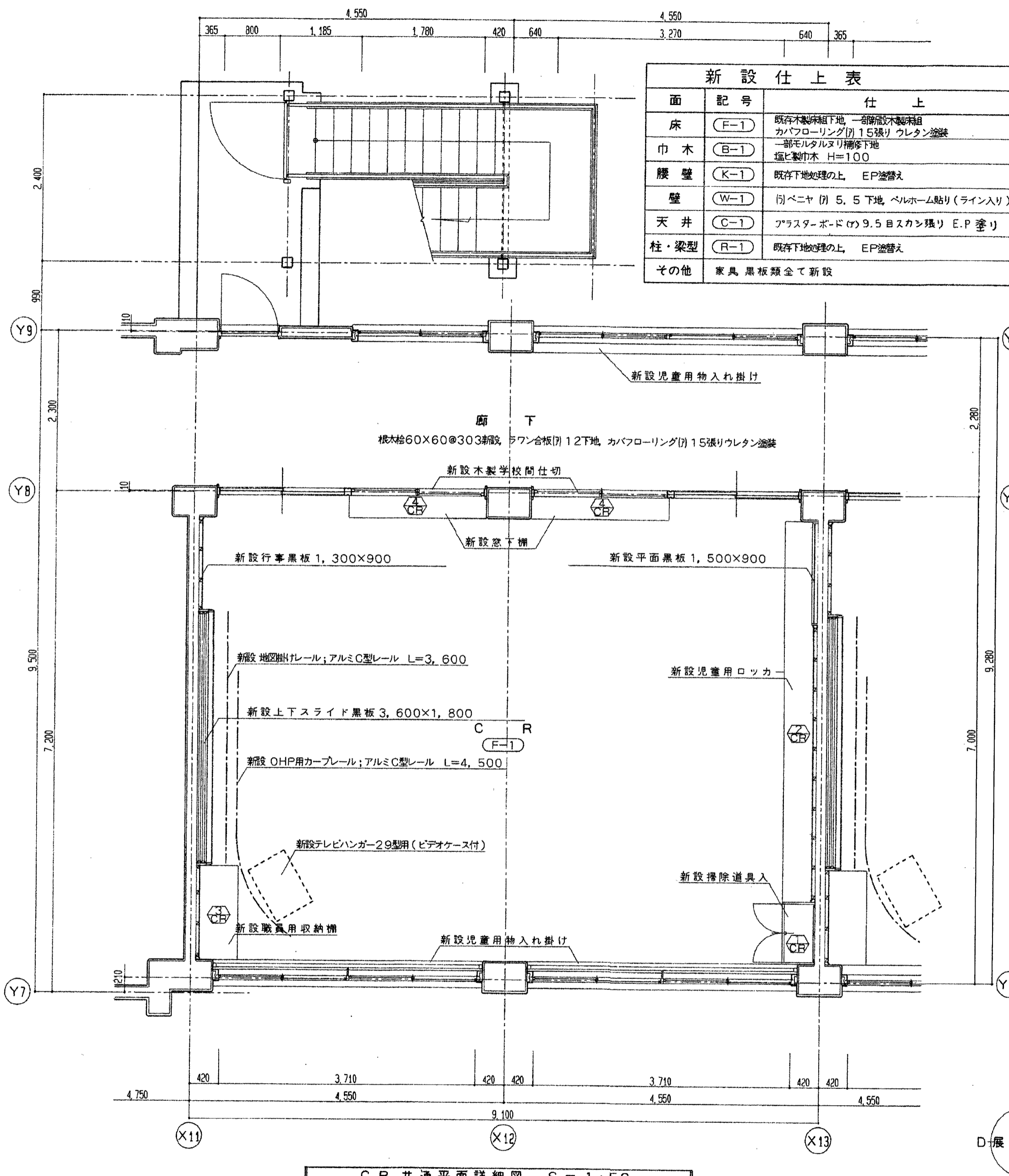


2階床伏図 S=1:100

1階床伏図 S=1:100

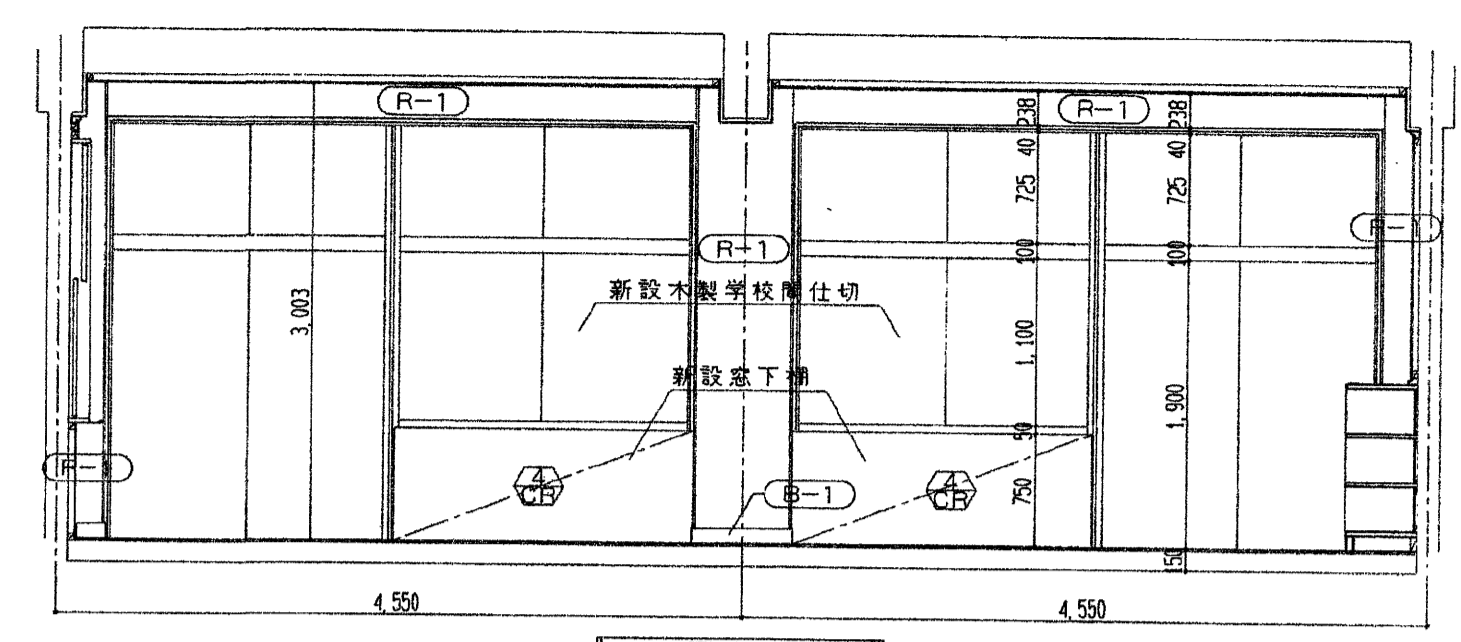
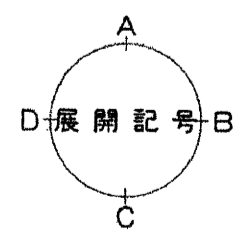
【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	潮江小学校中舎1階教室床改修工事			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	【参考図】床伏図	縮尺	S=1/100	作図	2026年	4月	日	A-05

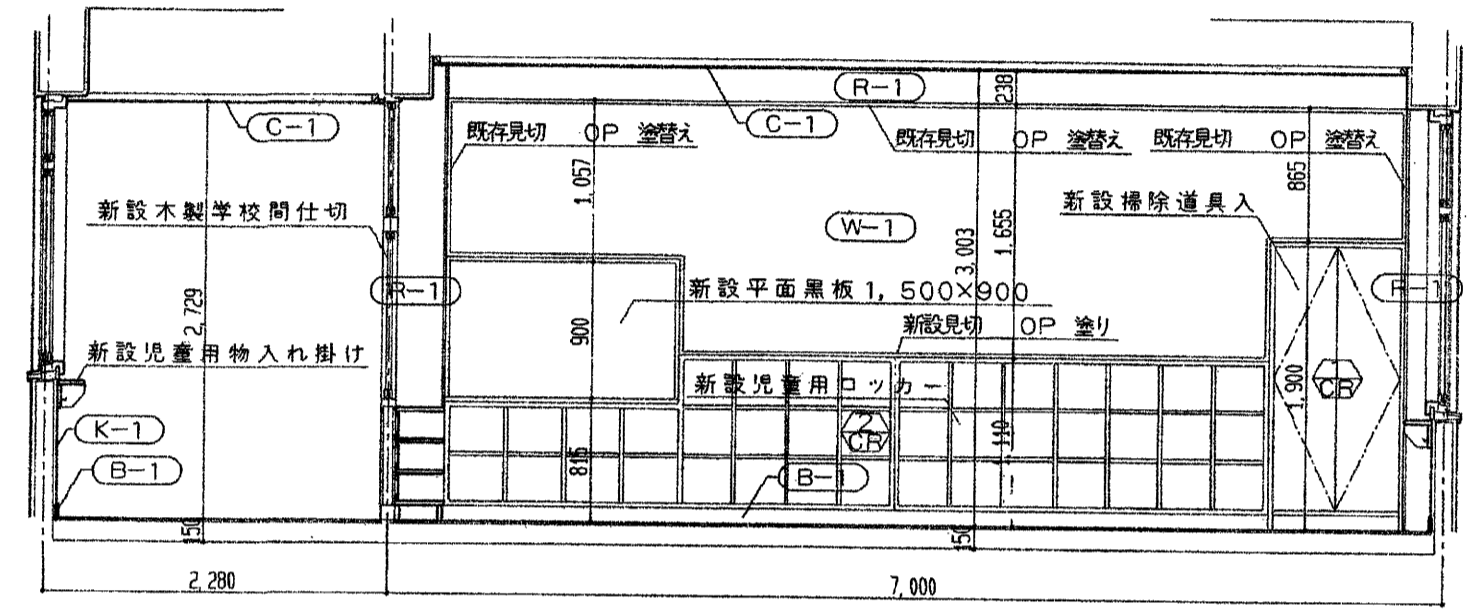


新設仕上表			
面	記号	仕上	概要
床	(F-1)	既存木製床組下地、一部新設木製床組 カパフローリング(巾)15張りウレタン塗装	
巾木	(B-1)	一部モルタル張り補修下地 塩ビ製巾木 H=100	
腰壁	(K-1)	既存下地処理の上 EP塗替え	
壁	(W-1)	(f)ベニヤ (巾)5.5下地、ペルホーム貼り(ライン入り)	
天井	(C-1)	グラスターボード(巾)9.5目スキャン張り EP塗り	
柱・梁型	(R-1)	既存下地処理の上 EP塗替え	
その他		家具、黒板類全て新設	

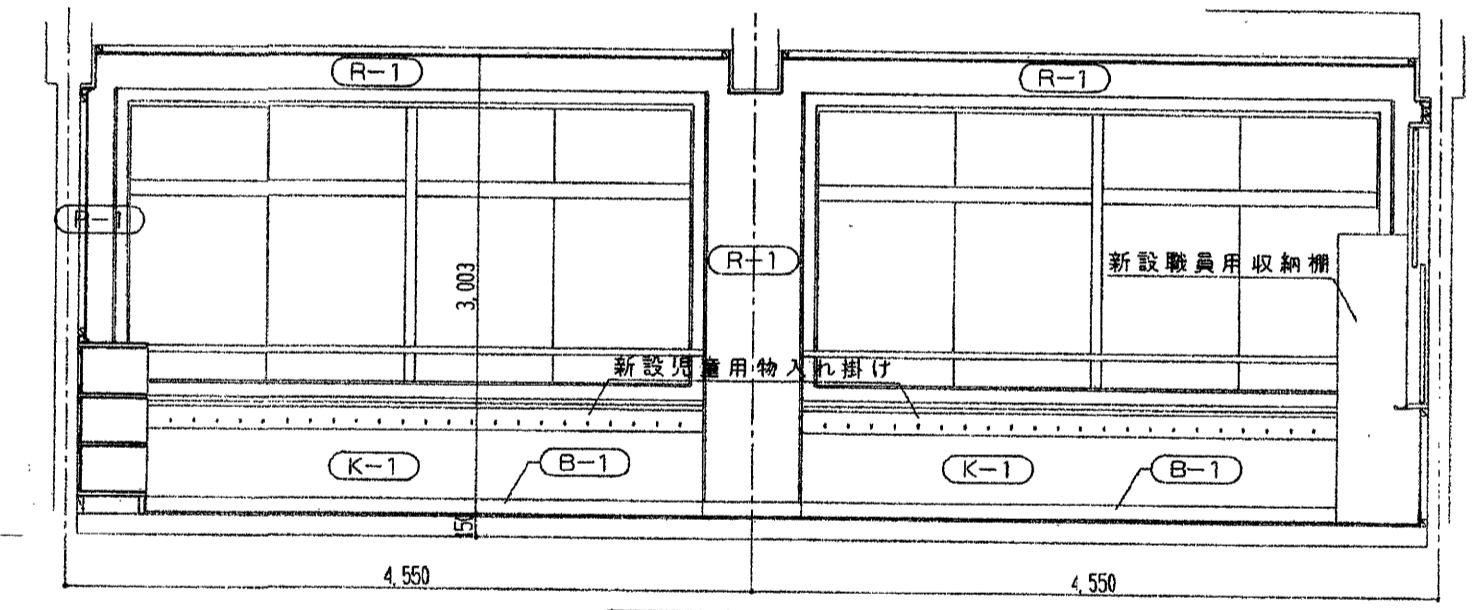
C R 共通平面詳細図 S = 1:50



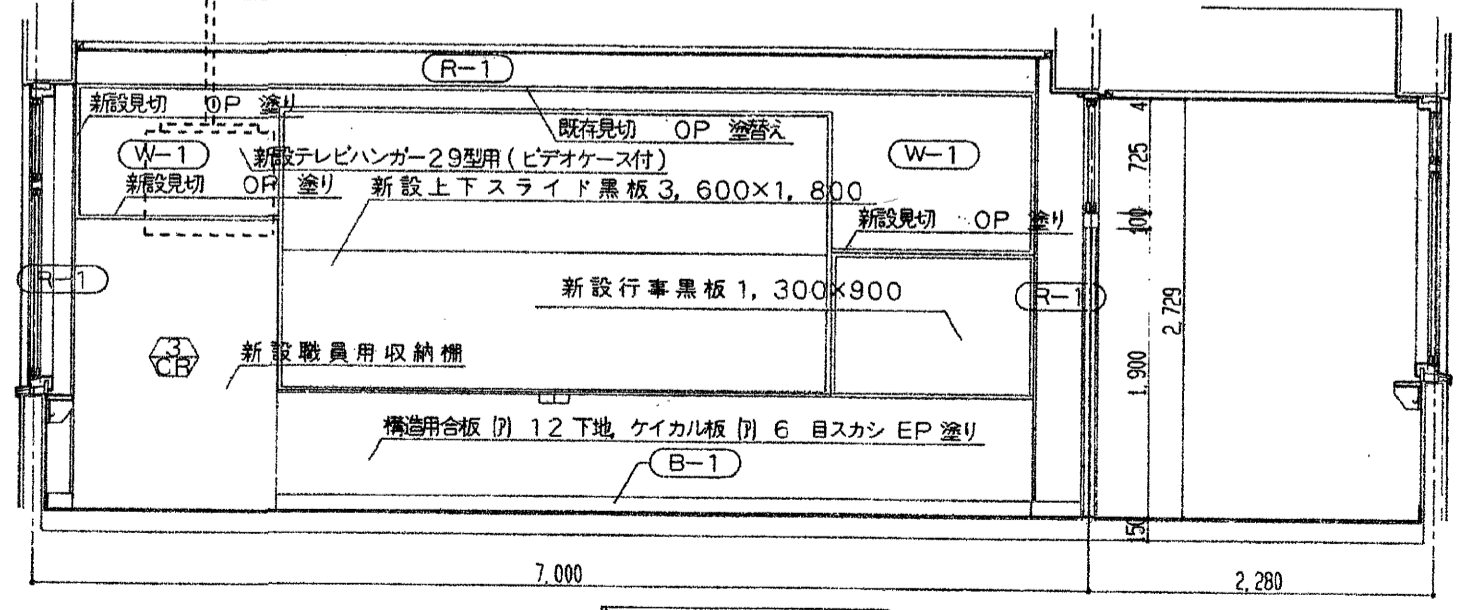
A面展開図



B面展開図



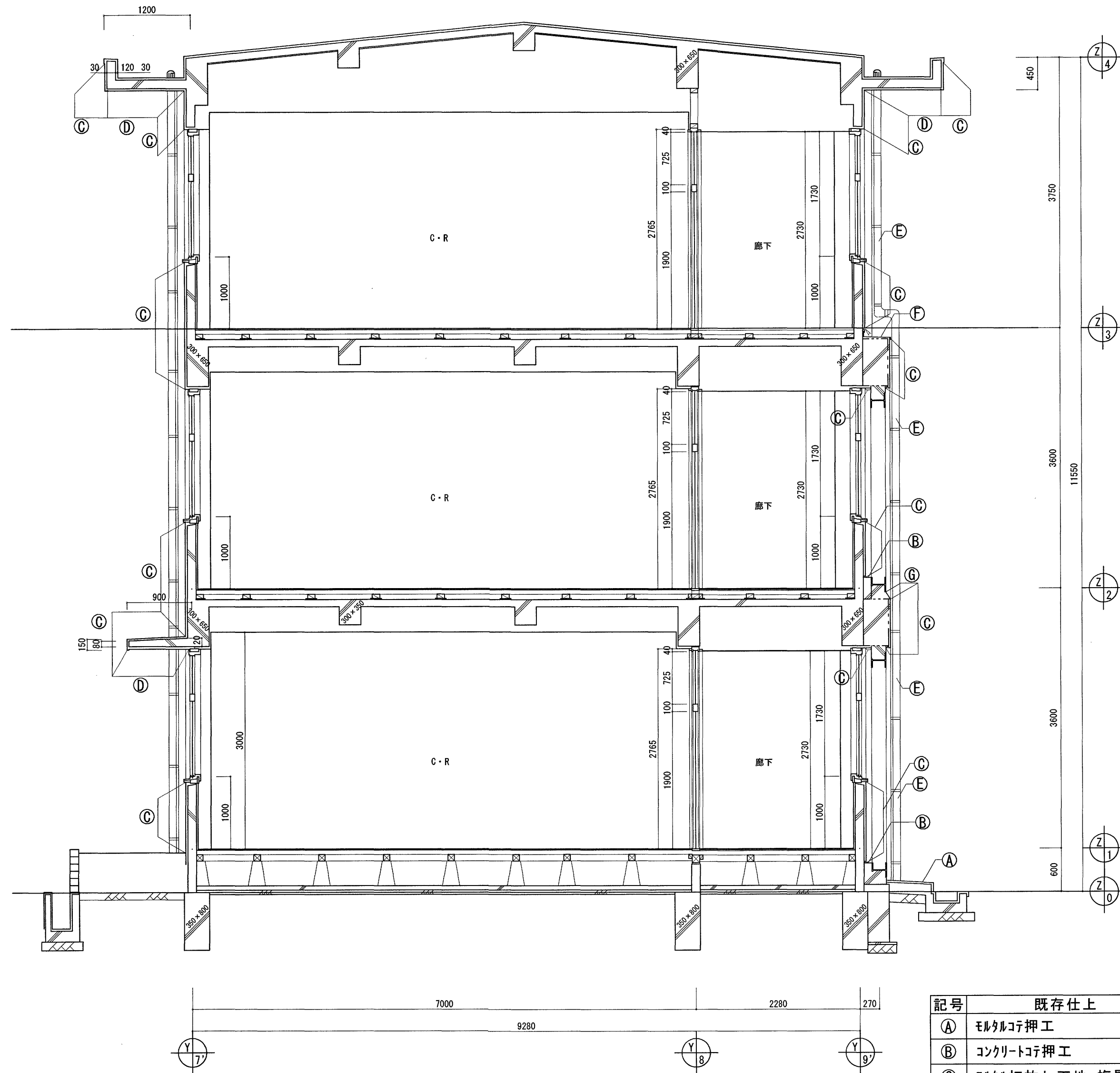
C面展開図



D面展開図

【参考図】





矩計図 S=1:50

記号	既存仕上	改修仕上
Ⓐ	モルタル押工	【既存のまま】
Ⓑ	コンクリート押工	【既存のまま】
Ⓒ	モルタル打放し下地, 複層塗材E	劣化改修, 下地調整C-1, 複層塗材E【改修】
Ⓓ	モルタル打放し下地, 外装薄塗材E	劣化改修, 外装薄塗材E【改修】
Ⓔ	硬質塩化ビニルVP100φ(カー), SUS掴み金物	【既存のまま】
Ⓕ	塗装溶融55%Al-ZN合金 めっき鋼板t=0.6	【既存のまま】
Ⓖ	塗装溶融55%Al-ZN合金 めっき鋼板t=0.4	【既存のまま】

【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課		工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		潮江小学校中舎1階教室床改修工事						A-08
		図面名	縮尺	作図	2026年 4月 日			
			S=1/50					